



平成 27 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 サンリン株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤 勝久
(J A S D A Q ・ コード 7486)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 大槻 清人
電話 0263-97-3030

平成 28 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ

当社は、本日下記のとおり、企業内容の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 4 項に規定する四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けましたので、お知らせいたします。

今回の不祥事により、株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書
平成 28 年 3 月期 第 1 四半期報告書
2. 延長前の提出期限
平成 27 年 8 月 14 日
3. 延長後の提出期限
平成 27 年 9 月 11 日
4. 今後の見通し

平成 27 年 8 月 11 日付けにてお知らせした「平成 28 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出に関するお知らせ」のとおり、当社の一支店において従業員による不正行為が発覚し、当社では直ちに社内調査委員会を設置し、また外部の会計アドバイザー専門会社の支援を受け、専門的及び客観的見地から、売上・仕入・棚卸資産計上等疑義のある取引に関し、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、適切な会計処理の検討及び再発防止策の策定等を行っております。

当第 1 四半期報告書の提出につきましては、当社の監査法人である有限責任 あずさ監査法人による通常の四半期レビューにおける手続と比べて追加的な手続が必要であり、また、過年度の財務諸表並びに連結財務諸表に係る遡及修正に関する監査並びに四半期レビューにつきましても、監査法人に対し全面的な協力体制で臨んでおります。

以上のような状況から、平成 27 年 9 月 11 日の提出期限までに提出できる見込みであります。

なお、今後の調査の中で当該四半期報告書の提出に影響を与える事項等が発生した場合には適時適切に開示してまいります。

当社は、本件事案の発生を厳粛に受け止め、改めて深くお詫び申し上げるとともに、その原因の究明及び対応策について真摯に改善に取り組むこととして、今後の経営に反映してまいります。

以上